



(参 考 訳)

2026 年 7 月 24 日

国際サステナビリティ基準審議会 御中

公開草案『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する 修正案』に対するコメント

はじめに

1. サステナビリティ基準委員会（SSBJ）（以下「我々」という。）は、2026 年 3 月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表した公開草案『SASB スタンダード』及び『IFRS S2 号産業別ガイダンス』に対する修正案（以下「この公開草案」という。）に対して、我々のコメントを提供する機会を得たことを歓迎する。
2. 2025 年 7 月に公表された公開草案『SASB スタンダード』の修正案』及び公開草案『IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス』の修正案（以下合わせて「2025 年 7 月公開草案」という。）に対して、我々は、2025 年 11 月にコメント・レター¹を提出した。このコメント・レターは、2025 年 11 月に提出したコメント・レターと合わせてお読みいただきたい。
3. 我々のコメントは、以下の項において要約される。

『SASB スタンダード』の向上プロジェクト」の第 1 フェーズを完了させること

4. 我々は、この公開草案は、優先度の高い 12 の「SASB スタンダード」のうち、2025 年 7 月公開草案において変更が提案されていなかった 3 つに対する変更を提案していると理解している。
5. 我々は、「『SASB スタンダード』の向上プロジェクト」の第 1 フェーズは、「SASB スタンダード」の位置付け（すなわち、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用する企業は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」に従っ

¹ 我々の 2025 年 7 月公開草案に対するコメント・レターは、次のリンク先で入手可能である。

・「SASB スタンダード」：https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20251128_02.pdf

・「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」：
https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20251128_01.pdf

て、「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。」）及び産業別ガイダンスの目的を根本的に見直すものではないため、維持管理の作業と捉えている。したがって、我々は、ISSB がこの公開草案における提案をできるだけ早期に最終化すべきであると考えている。

「『SASB スタンダード』の向上プロジェクト」の第 2 フェーズに着手する前に立ち止まること

6. 我々は、2026 年 2 月の ISSB ボード会議において、ISSB が「『SASB スタンダード』の向上プロジェクト」の一環として、残りの 65 産業の「SASB スタンダード」を更新するであろう同プロジェクトの第 2 フェーズに着手することを暫定的に決定したことに留意している。我々は、ISSB は同プロジェクトの第 2 フェーズに着手する前に立ち止まり、次のような論点について議論すべきであると考えている。
 - (a) 「IFRS サステナビリティ開示基準」を構成する産業別要求事項が必要かどうか。
 - (b) 「IFRS サステナビリティ開示基準」を構成する産業別要求事項が必要である場合、
 - (i) 使用すべき産業分類
 - (ii) 産業横断的要求事項と産業別要求事項との間のバランス
 - (iii) 複数の産業にわたる要求事項の繰返しを最小限に抑えるための産業別要求事項の構成（例えば、要求事項のモジュール化によって）
 - (c) 「SASB スタンダード」（第 1 フェーズで更新されたもの）を活用するかどうか、また活用する場合の方法
7. ISSB と同様に、世界中の利害関係者が有するリソースは限られている。世界中の限られたリソースを最大限に活用するためには、我々は、ISSB が前述の課題について、世界中の利害関係者と公開で協議を行うことが極めて重要であると考えている。
8. 我々は、ISSB は、いずれにしても、「IFRS サステナビリティ開示基準」を構成する産業別要求事項を開発する作業を優先すべきであると考えている（必要と考えられる場合）。我々は、本プロジェクトの第 2 フェーズがこの方向へと「IFRS サステナビリティ開示基準」を前進させるものとは考えておらず、このため、ISSB はこのプロジェクトの第 2 フェーズの優先度を下げるべきであると考えている。

9. この公開草案における個々の質問に係る我々のコメントについては、本コメント・レターの別紙を参照されたい。
10. 我々のコメントが ISSB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西 安喜

サステナビリティ基準委員会 委員長

質問 4ー「IFRS S2 号産業別ガイダンス」に対する結果的修正

ISSB は、「SASB スタンダード」を修正する際、「IFRS S2 号産業別ガイダンス」と「SASB スタンダード」の気候関連の内容との間の整合性を維持するために、「IFRS S2 号産業別ガイダンス」に対して結果的修正を行うことを提案している。

この提案の根拠は、「結論の根拠」の BC196 項から BC197 項に示している。

本公開草案で示されているように、ISSB が「SASB スタンダード」を修正する際に、「IFRS S2 号産業別ガイダンス」に対して結果的修正を行うべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

1. 2025 年 7 月公開草案に対する我々のコメント・レターに記載したとおり、我々は、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」（以下「IFRS S2 号産業別ガイダンス」という。）と「SASB スタンダード」の気候関連の内容との間の整合性を維持する ISSB の提案には賛成する。したがって、我々は、ISSB が「SASB スタンダード」に対する最終修正の公表と同時に「IFRS S2 号産業別ガイダンス」に対する最終修正を公表すべきであると考えている。

質問 5ー「IFRS サステナビリティ開示基準」との関係

「SASB スタンダード」の修正案は、企業が「SASB スタンダード」と「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用するとの前提に基づき起草されている。

「結論の根拠」の BC40 項から BC46 項では、ISSB がこのアプローチを採用した理由が説明されている。

- (a) 「IFRS サステナビリティ開示基準」の内容に関連して「SASB スタンダード」を修正するという ISSB のアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 「SASB スタンダード」及び「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用する作成者にとって、両者の内容の関係は十分に明確であることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

2. 我々は、企業が「SASB スタンダード」を「IFRS サステナビリティ開示基準」と併せて適用するとの前提に基づき修正を開発するという ISSB のアプローチに必ずしも反対はしない。一方、我々は、このアプローチが採用される場合、「IFRS サステナビリティ開示基準」とは独立して「SASB スタンダード」を使用する企業のニーズに ISSB が引き続き対応

することは困難になると考えている。したがって、我々は、ISSB が、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用する企業が参照すべきガイダンスとしてのみ「SASB スタンダード」を開発するという ISSB の方針を明確化することを提案する。

質問 6－発効日

ISSB は、本修正の発効日を修正の公表後 12 か月から 18 か月の間に設定したうえで、早期適用を容認することを提案している。

この提案の根拠は、「結論の根拠」の BC198 項から BC199 項に示している。

修正の発効日を設定したうえで、早期適用を容認するというアプローチ案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- 2025 年 7 月公開草案に対する我々のコメント・レターに記載したとおり、我々は、ISSB が発効日までにより長い期間を設けることを提案する。これにより、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用する企業にとっての発効日と、「IFRS サステナビリティ開示基準」と機能的に整合した結果をもたらすように設計された国内基準を適用する企業にとっての発効日が整合することを確実にする一助となる。また、より長い期間を設けることで、我々の法域の利害関係者が、変更に対応して準備するための十分な時間を確保することにもなる。

質問 7－目的

ISSB は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用する企業に対して適時の支援を行う目的で、「SASB スタンダード」の修正を提案している。修正案は、企業が「IFRS サステナビリティ開示基準」と並行して「SASB スタンダード」を適用するとの仮定のもとに起草された。この仮定は、「SASB スタンダード」が引き続き的を絞ったものであり、比例的（proportionate）なものであることを可能にし、IFRS S1 号及び IFRS S2 号にすでに含まれている要求事項の不要な重複を回避することを可能にする。修正案の目的は次のとおりである。

- 国際的な適用可能性の一層の向上
 - 産業のグルーピング（新興市場及び発展途上国におけるバリュー・チェーンを反映することを含む。）
 - それらの産業のグルーピングにおける開示トピック
 - 指標及びこれを支える技術的プロトコル
- 資本市場のニーズに応えるためのサステナビリティ関連開示のグローバル・ベースラインとなるように、投資者のニーズに引き続き焦点を当てることを確実にしながら、他のサ

ステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性を向上させる。

- 「SASB スタンダード」の向上を、自然及び人的資本といったトピックに関する ISSB のプロジェクトと整合させ、本公開草案に対するフィードバックがこれらのプロジェクトへのインプットを提供することが可能となるように、自然及び人的資本に関連する「SASB スタンダード」における開示トピック及び指標を修正する。
- 「SASB スタンダード」と「IFRS サステナビリティ開示基準」における言葉遣い (language) と概念を整合させる。

(a) 「SASB スタンダード」の修正案の目的、及び焦点を当てる関連する領域に同意するか。

(b) 修正案はこの目的を満たしているか。賛成又は反対の理由は何か。

4. 2025 年 7 月公開草案に対する回答と合わせて、我々は、以下の点を強調したい。

「『SASB スタンダード』の向上プロジェクト」の第 1 フェーズを完了させること

5. 我々は、この公開草案は、優先度の高い 12 の「SASB スタンダード」うち、2025 年 7 月公開草案において変更が提案されていなかった 3 つに対する変更を提案していると理解している。

6. 我々は、「『SASB スタンダード』の向上プロジェクト」の第 1 フェーズは、「SASB スタンダード」の位置付け（すなわち、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用する企業は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」に従って、「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。」）及び産業別ガイダンスの目的を根本的に見直すものではないため、維持管理の作業と捉えている。したがって、我々は、ISSB がこの公開草案における提案をできるだけ早期に最終化すべきであると考えている。

「『SASB スタンダード』の向上プロジェクト」の第 2 フェーズに着手する前に立ち止まること

7. 我々は、2026 年 2 月の ISSB ボード会議において、ISSB が「『SASB スタンダード』の向上プロジェクト」の一環として、残りの 65 産業の「SASB スタンダード」を更新するであろう同プロジェクトの第 2 フェーズに着手することを暫定的に決定したことに留意している。我々は、ISSB は同プロジェクトの第 2 フェーズに着手する前に立ち止まり、次のような論点について議論すべきであると考えている。

(a) 「IFRS サステナビリティ開示基準」を構成する産業別要求事項が必要かどうか。

(b) 「IFRS サステナビリティ開示基準」を構成する産業別要求事項が必要である場合、

- (i) 使用するべき産業分類
 - (ii) 産業横断的要求事項と産業別要求事項との間のバランス
 - (iii) 複数の産業にわたる要求事項の繰返しを最小限に抑えるための産業別要求事項の構成（例えば、要求事項のモジュール化によって）
- (c) 「SASB スタンダード」（第 1 フェーズで更新されたもの）を活用するかどうか、また活用する場合の方法
8. ISSB と同様に、世界中の利害関係者が有するリソースは限られている。世界中の限られたリソースを最大限に活用するためには、我々は、ISSB が前述の課題について、世界中の利害関係者と公開で協議を行うことが極めて重要であると考えている。
9. 我々は、ISSB は、いずれにしても、「IFRS サステナビリティ開示基準」を構成する産業別要求事項を開発する作業を優先すべきであると考えている（必要と考えられる場合）。我々は、本プロジェクトの第 2 フェーズがこの方向へと「IFRS サステナビリティ開示基準」を前進させるものとは考えておらず、このため、ISSB はこのプロジェクトの第 2 フェーズの優先度を下げるべきであると考えている。

質問 10—自然及び人的資本に関連する情報

ISSB は、自然及び人的資本に関連する「SASB スタンダード」の開示トピック及び指標を修正することを提案している。ISSB は、自然及び人的資本に関するプロジェクトを進めている。

ISSB は、自然及び人的資本に関連するリスク及び機会の情報に対する利用者のニーズに「SASB スタンダード」及び修正案がどの程度満たしているかを理解したいと考えている。

- (a) 修正案を含む「SASB スタンダード」は、企業が自然関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を一般目的財務報告書の利用者に提供することを可能にしているか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) ISSB が本公開草案において向上のために優先順位付けした 3 つの産業について、一般目的財務報告書の利用者の意思決定に有用となる他の自然関連の開示で、修正案において対処していないものがあるか。ある場合には、当該開示及び理由を説明されたい。
- (c) 修正案を含む「SASB スタンダード」は、企業が人的資本関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を一般目的財務報告書の利用者に提供することを可能にしているか。賛成又は反対の理由は何か。
- (d) ISSB が本公開草案において向上のために優先順位付けした 3 つの産業について、一般目的財務報告書の利用者の意思決定に有用となる他の人的資本関連の開示で、修正案に

において対処していないものがあるか。ある場合には、当該開示及び理由を説明されたい。

10. 2025 年 7 月公開草案に対する我々のコメント・レターに記載したとおり、我々は、次の理由から、ISSB が自然及び人的資本に関連する「SASB スタンダード」の開示トピック及び指標の修正を現時点で進める提案には反対する。
- (a) ISSB による自然関連の基準設定プロジェクト及び人的資本関連の研究・プロジェクトは進行中であり、利害関係者はこれらのプロジェクトが実施された結果に基づく十分な情報を有していないため、「SASB スタンダード」の修正を提案するのは時期尚早である。
 - (b) 現在実施されているこれらのプロジェクトの結果として、ISSB は、「SASB スタンダード」のさらなる改訂を行うことが必要となる可能性がある。短期間における 2 度の「SASB スタンダード」の改訂によって生じる可能性がある潜在的なコストを考慮すると、我々は、「SASB スタンダード」の修正を現時点で進めることは適切ではないと考える。
11. 加えて、我々は、ISSB は、将来の基準設定に発展する可能性がある自然関連の基準設定プロジェクト及び人的資本関連の研究・プロジェクトの側面に対するフィードバックを、この公開草案を通じて求めるべきではないと考えている。我々は、「SASB スタンダード」は「IFRS サステナビリティ開示基準」を構成するものではなく、そのため、「SASB スタンダード」の変更を提案するこの公開草案に対する注目度、及び提案に対する分析の深度は、「IFRS サステナビリティ開示基準」の変更を提案する公開草案と比べて、比較的限定されることに留意している。

以 上